

理 由 書

本区域は、神奈川県南西部、東京都心部から南西へ約 70 kmの距離に位置し、東部に大磯丘陵、北部に丹沢山地、西部に箱根山地と山に囲まれており、中央を流れる酒匂川の両岸に広がる足柄平野に街並みが形成され、南部は相模湾に面しているなど豊かな自然環境、長い歴史の中で継承されてきた文化・伝統産業、都心からほど近い距離という立地、利便性に優れた交通インフラといった多様な地域資源に恵まれている。

こうした地域資源を生かしながら、人口減少・少子高齢化の更なる進展や自然災害、気候変動による環境問題の顕在化などに対応するため、集約型都市構造・脱炭素社会の実現に向けた取組や激甚化・頻発化する自然災害への対応などを推進し、にぎわいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成による「持続可能な都市づくり」を目指しているものです。

本区域における以上のような都市の将来像について、令和 2 年に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び令和 17 年を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。